

香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

平成19年4月1日

条例第25号

改正 平成21年4月1日条例第9号

平成22年10月29日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設（以下「処理施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理し、清潔な生活環境の保持及び公衆衛生の向上を図るため処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
香取広域市町村圏事務組合 牧野し尿処理場	香取市牧野字松山2788番地1
香取広域市町村圏事務組合 下飯田し尿処理場	香取市下飯田字谷津1796番地

(管理)

第4条 香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、設置の目的を効果的に達成するよう処理施設を適正に管理しなければならない。

(使用許可)

第5条 処理施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第7条の規定により関係市町長から許可を受けた者
- (2) その他管理者が必要と認めた者

(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合し尿処理場設置条例（昭和59年北総西部衛生組合条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年4月1日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月29日条例第11号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。